

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（令和2年藤沢市条例第12号）第5条の規定により、次のとおり徴収対象区域を定めたため、これを公告する。

なお、その関係図面は、公告の日から2週間、道路下水道部下水道計画業務課において一般の縦覧に供する。

2026年（令和8年）9月18日

藤沢市長
鈴木 恒 夫

1 公共下水道事業受益者負担金

徴収対象区域	該当する土地の地番
藤沢負担区 （南部処理区）	鵠沼神明四丁目386番1
東部第一負担区 （東部処理区）	渡内四丁目819番1、819番3、 819番4、819番5、 819番6、819番7、 819番8、819番9、 819番10、819番11、 819番12、819番13、 819番14 立石一丁目3249番2
東部第二負担区 （東部処理区）	亀井野406番20

徴収対象区域	該当する土地の地番
東部第五負担区 (東部処理区)	藤沢市新産業の森第二地区土地区画整理事業 用地 (葛原地内) 1 街区 1 画地、2 画地、3 画地、4 画地、 5 画地、6 画地、7 画地、8 画地、 9 画地、1 0 画地、1 1－1 画地、 1 1－2 画地、1 2 画地、1 3 画地、 1 4 画地、1 5 画地、1 6－1 画地、 1 6－2 画地、1 7 画地、1 8 画地、 1 9 画地、2 0 画地、2 1 画地、 2 2 画地、2 3 画地、2 4 画地、 2 5－1 画地、2 5－2 画地、 2 6 画地、2 7 画地、2 8 画地、 2 9 画地、3 0 画地、3 1 画地、 3 2 画地、3 3－1 画地、 3 3－2 画地、3 3－3 画地、 3 3－4 画地、3 3－5 画地、 3 3－6 画地、3 3－7 画地、 3 4 画地、3 5 画地 2 街区 3 街区

以 上